

一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会と「災害時等におけるタクシーによる人員等の輸送に関する協定」を締結しました

ページ番号：0440244 更新日：2021年11月5日更新

新潟県は、一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会と「災害時等におけるタクシーによる人員等の輸送に関する協定」を締結しました。

1 協定の概要

災害時における車椅子利用者等避難行動要支援者の広域的な避難について、県の要請により、同協会（会員事業者）が福祉タクシーによる輸送を担うことにより避難対応の充実を図るもの。

2 協定締結式

(1) 日時：令和3年11月5日（金曜日）13時00分～13時20分

(2) 場所：新潟県庁3階 東回廊第一応接室

(3) 出席者：花角 英世 新潟県知事、一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会 佐藤 友紀 会長



 [協定書 \[PDFファイル/82KB\]](#)

このページに関するお問い合わせ

[防災局](#) [防災企画課](#)

防災事業係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎

Tel：025-282-1606 [メールでのお問い合わせはこちら](#)

災害時等におけるタクシーによる人員等の輸送に関する協定書

新潟県（以下、「甲」という。）と一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害時等に、甲が乙又は乙の会員に対して行う協力要請に関する必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時等において、第 3 条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙又は乙の会員に対し、業務の内容及び期間等を指定して、文書により協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

2 前項に規定する要請は、運転手等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）の安全確保を十分に確認し行うものとし、特に災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 1 条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）においては、放射線防護措置等の安全対策を行った上で行うものとする。

3 乙又は乙の会員は、第 1 項の規定により甲から協力要請があったときは、特別な理由がない限り、協力するものとする。

（業務内容）

第 3 条 本協定により、甲が乙又は乙の会員に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 避難行動要支援者等被災者の輸送業務
- (2) その他甲が必要とするタクシー等による支援業務

（業務報告）

第 4 条 乙の会員は、前条の業務を実施したときは、速やかに文書により報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（費用負担）

第 5 条 第 2 条第 1 項の規定により乙の会員が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、協力の要請を受けた時点において乙の会員が認可を受けた運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙の会員は、当該業務の終了後、業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙の会員は、第3条の業務実施中に、提供した車両が、故障、事故その他の理由により運行できなくなったときは、速やかに代替車両を手配して、輸送の継続に努めるものとする。

2 乙の会員は、第3条の業務に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第8条 甲は、第3条の業務により従事者が死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき、又は車両が汚損し、若しくは破損したときは、次に掲げる場合を除き、その損害を補償する。この場合において、従事者に対する補償は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年新潟県条例第40号)を準用する。

(1) 当該損害が、乙の会員又は従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙の会員又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が、第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(4) 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

2 乙は、その会員に対して、前項の補償の責任を負わないものとする。

(資料の提出)

第9条 乙は、乙の会員が保有するタクシー等の台数等の資料を毎年1回甲に提出するものとする。

(緊急連絡表の提出)

第10条 甲及び乙は、協定成立の日及び毎年4月1日現在の緊急時連絡表を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中に異動等があった場合についても準用する。

(関係市町村との連絡)

第11条 本協定に基づく業務の実施に当たり必要な関係市町村との連絡調整は、原則として、甲において実施する。

(秘密の保持)

第 12 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務に関し知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務が終了又は解除された後においても同様とする。

(有効期間)

第 13 条 本協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のいずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を維持するものとする。

(協定の改訂)

第 14 条 本協定は、甲乙のいずれかの申し出があったときは、協議して解除又は一部を改訂することができる。

(その他)

第 15 条 本協定に定めるもののほか、本協定の規定の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 1 1 月 5 日

甲 新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新 潟 県

代表者 新潟県知事

花岡英世

乙 新潟県新潟市中央区弁天 3 丁目 3 番 1 5 号

一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会

代表者 会 長

佐藤友紀

感染症（新型コロナウイルス等）の流行下における原子力災害発生時の対応（案）

1. 概要

今般の新型コロナウイルスのような感染症（以下、「感染症等」という。）の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

これらの課題に対して、内閣府では、令和2年6月に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症等の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方」、令和2年11月に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症等の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」を示し、関係自治体に通知しているところである。

また、柏崎刈羽地域においても、第9回作業部会（令和2年7月21日）において、女川地域における取り組み等も参考としながら、具体的な対応の検討を行ってきた。

2. 感染症等（※1）の流行下でのPAZ内の防護措置

- ▶ 感染症等の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- ▶ 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ▶ 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

< 感染症等の流行下での原子力災害が発生した場合（PAZ） >

		避難元	避難等の実施	避難先 ^{※4}	手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底
施設敷地緊急事態要避難者	感染者（重症者）			感染症指定医療機関等で治療	
	避難の実施により健康リスクが高まる者 感染者（軽症者等） ^{※2} それ以外の者 ^{※3}	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 > それ以外の者とは別の施設で屋内退避。 放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 > 感染者（軽症者等）とは別の施設で屋内退避。	> それ以外の者とは、別々の車両で避難。 > 感染者（軽症者等）とは、別々の車両で避難。	> それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。 > 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
一般住民	避難の実施により健康リスクが高まらない者 感染者（軽症者等） ^{※2} それ以外の者 ^{※3}	自宅等で避難準備 (S) 避難等開始 バス避難者等の一時集合同所等 > 密集を避け、極力分散して集合。 (例) ・検温等による体調確認を行う。 ・一時集合同所等の中で分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・一時集合同所等の場所を分ける。	避難車両 > バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。 > バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	避難所等 > 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。 > 避難先施設では、密集を避ける。	
	感染者（軽症者等） ^{※2} それ以外の者 ^{※3}	> 指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・検温等による体調確認を行う。 ・施設内の別部屋に分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・指定避難所等の場所を分ける。	> バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。 > バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	> 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。 > 避難先施設では、密集を避ける。	

※1 新型コロナウイルス等対策特別措置法第二条第一項に定める新型コロナウイルス等を指す。

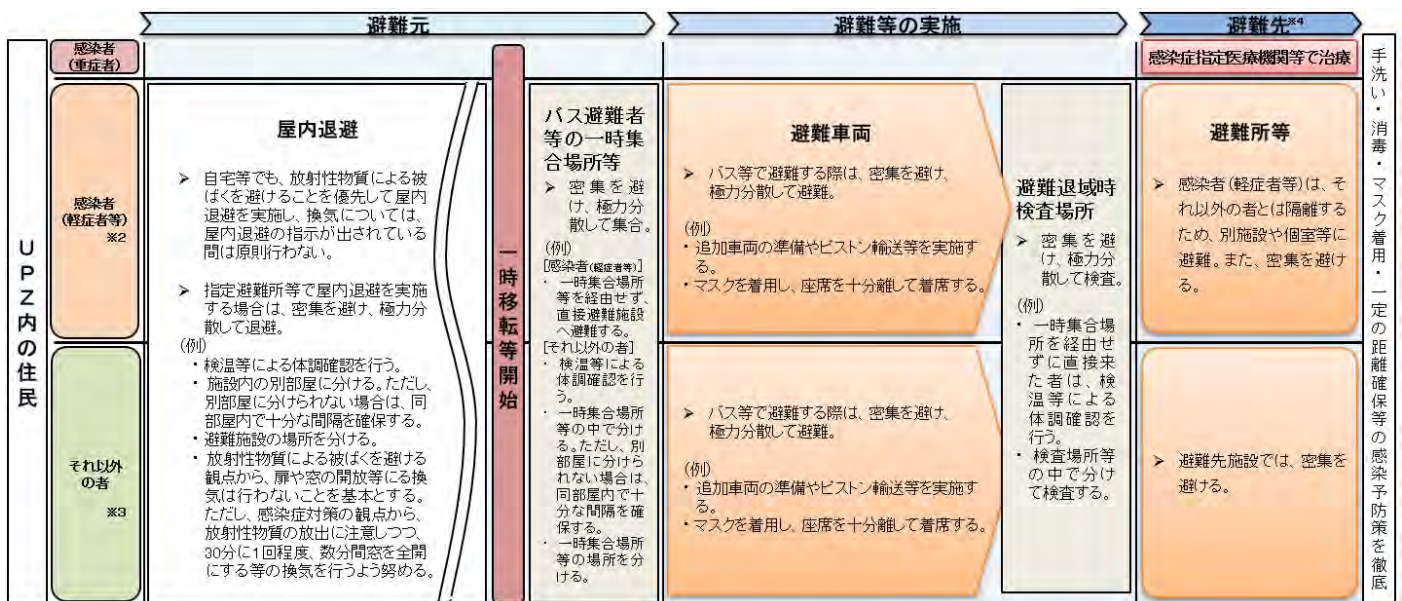
※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

- ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。
- ※4 避難先施設で密集が発生するおそれのある場合は、県旅館・ホテル組合に「それ以外の者」の受入れについて協力を依頼する。

3. 感染症等（※1）の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症等の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症等の流行下での原子力災害が発生した場合（UPZ）>



- ※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
- ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。
- ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。
- ※4 避難先施設で密集が発生するおそれのある場合は、県旅館・ホテル組合に「それ以外の者」の受入れについて協力を依頼する。

柏崎刈羽地域における原子力災害と雪害の複合災害時の基本的な考え方について（案）

1. 除雪にかかる対応

➤ 豪雪時における除雪体制

- ◇ 道路管理者、警察等から構成される情報連絡本部を設置し、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を実施するために情報を一元化する。また、集中的な大雪時に備えて、地域や道路ネットワーク毎に関係者と調整の上、タイムラインを策定する（原子力災害時に限らず実施）。
- ◇ 必要に応じ、地域内外からの除雪、排雪の応援要請を行うことを検討する。

➤ 実動組織の支援

- ◇ 除雪能力が不足する場合や、民間事業者による除雪作業が困難となった場合は、実動組織に対して除雪支援の要請を行う。

➤ 優先的に除雪すべき道路の特定等

- ◇ 幹線道路から一時集合場所や社会福祉施設までの経路等、除雪を優先すべき道路の特定。

➤ 除雪体制等の時系列的な整理

- ◇ 緊急事態における除雪体制等について時系列的に整理する。

2. 防護措置にかかる対応

➤ 屋内退避の継続

- ◇ 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表された場合には、外出を控える等の安全確保を優先し、天候が回復するなど安全が確保されるまでは屋内退避を優先する。
- ◇ 天候が回復した場合であっても、避難経路の除雪等により、安全に避難できる環境となるまでは屋内退避を継続する。
- ◇ 屋内退避中に雪下ろしが必要な場合については、放射性物質の放出のタイミングも踏まえながら、作業可能時間の指示など災害対策本部で検討を行う。

➤ 代替経路の活用、避難場所の変更

- ◇ 各市町村が設定している代替経路が活用できる場合は、代替経路の活用を検討。また、あらかじめ定めた避難方向への避難が不可能な場合は、避難方向の変更を含め検討。避難所が不足する場合は、ホテルや県外の避難所活用も検討する。

➤ 避難方法や実動組織の支援

- ◇ 避難道路の除雪等により安全に避難できる環境となった時点で避難を開始。なお、生活道路などの除雪が完了せず自家用車避難が困難な場合、無理な自家用車避難は行わず、バス等により避難を行う。
- ◇ 要支援者等についても同様に、進捗・除雪が完了し安全に避難ができる環境が整った段階で放射線防護施設への移動や避難を行う。なお、支援者の介助等によっても避難が困難な場合は、実動組織（消防、警察、自衛隊）の支援により避難を行う。

➤ UPZ における安定ヨウ素剤の事前配布

- ◇ UPZ においても安定ヨウ素剤の事前配布に取り組むことで、豪雪時の住民避難の円滑化を図る。

➤ 避難方法に関する広報活動

- ◇ 無理な自家用車避難による車両の立ち往生などにより除雪活動が妨げられないことがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を実施。